

社会福祉法人もくせい福祉会 身体拘束等の適正化のための指針

1. 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

社会福祉法人もくせい福祉会（以下「当法人」という。）は、障害のある利用者の尊厳を尊重し、適切な施設運営を進めていくために、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めるものとする。

■ 緊急やむを得ない場合の例外（三原則）（厚生労働省のガイドラインより）

原則身体拘束は実施してはならないとされているが、同じく「指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」第48条第2項においては、「指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」とされている。

■ このことから、以下3つの要素の全てを満たす場合には、必要最低限の身体拘束を行う場合が考えられる。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

当法人（事業所）において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

- ・ 自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）
- ・ 屋外移動時における交通事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- ・ 屋内活動時における交通事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- ・ クールダウンの為の個室静養時（個室閉鎖的な拘束）

2. 身体拘束適正化検討委員会

当法人では、身体拘束等の廃止に努める観点から、「身体拘束適正化検討委員会」を組織する。

(1) 身体拘束適正化検討委員会の構成員

- ・ 委員長 理事長
- ・ 委員 施設長
- ・ 委員 サービス管理責任者
- ・ 委員 虐待防止責任者、担当者
- ・ その他必要に応じ、第三者委員、利用者の代表、家族会の代表の参加とする。

- (2) 身体拘束適正化検討委員会は施設運営委員会と一体的に行う場合も可とする。
- (3) 会議の実施にあたっては、オンライン会議を用いる場合も可とする。
- (4) 身体拘束適正化検討委員会は、年に 1 回以上委員長が招集し、開催する。
- (5) 身体拘束適正化検討委員会では、次のような内容について協議するものとする。
 - ① 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
 - ② 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
 - ③ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ④ 職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑤ 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ① 支援に関わる全ての従業員に対して、身体拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重した支援の励行を進めるとともに、身体拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施する。
- ② 研修は年 1 回以上の開催とし、必要に応じ外部の研修にも参加する。
- ③ 新規採用時には、必ず本研修を実施する。
- ④ 本研修の実施内容については記録を取り、保存する。

4. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の為の方策に関する基本方針

- ① 身体拘束等を行う場合には、以下の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行う。
- ② 施設内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体拘束等を目撃した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで虐待防止責任者へ報告を行う。当該報告をうけた虐待防止責任者は、身体拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めること。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告を行う。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

- ① 身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の 3 要素の全てを満たしているかどうかについて施設長、サービス管理者を含む複数の職員で検討・確認する。
- ② 身体的拘束の記録
やむを得ず身体拘束を行った場合は、専用様式を用いて心身の状況ややむを得なかった理由などを記入する。
- ③ 身体拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

④ 身体拘束を行った場合は、速やかにご家族へ報告する。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当法人の身体拘束等適正化のための指針は、求めに応じ利用者及び家族等が自由に閲覧できるように当法人のホームページに公表する。

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

当法人内における研修以外にも地域の他法人、施設等とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努める。

(附則)

この指針は令和5年2月17日から施行